

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		資料番号	3-1-2	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法	根拠条項	第24条の3 第1項	許認可等 の内容	指定都道府県事務受託法人の 指定
<p>○<u>介護保険法 (平成9年法律第123号)</u> (指定都道府県事務受託法人)</p> <p>第24条の3 都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの (以下「指定都道府県事務受託法人」という。) に委託することができる。</p> <p>一 第24条第1項及び第2項に規定する事務 (これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。)</p> <p>二 その他厚生労働省令で定める事務 〔第2項～第4項 省略〕</p> <p>○<u>介護保険法施行令 (平成10年政令第412号)</u> (指定都道府県事務受託法人の指定)</p> <p>第11条の7 指定都道府県事務受託法人の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県事務を受託しようとする者の申請により、都道府県事務を行う事務所 (以下「都道府県事務受託事務所」という。) ごとに行う。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、法第24条の3第1項の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従つて適正な都道府県事務の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>二 申請者が、居宅サービス等を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りでない。</p> <p>三 申請者が、法及び第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>四 申請者が、第11条の5第1項又は第11条の10の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。</p> <p>五 申請者が、第11条の10の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条の規定による都道府県事務の廃止の届出をした者 (当該都道府県事務の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。</p> <p>六 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等又は市町村事務若しくは都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p>七 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ロ 第3号又は前号に該当する者</p>					

ハ 第11条の5第1項又は第11条の10の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの

ニ 第5号に規定する期間内に次条の規定による都道府県事務の廃止の届出をした法人（当該都道府県事務の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前60日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの

○介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

（指定都道府県事務受託法人の指定の要件）

第34条の14 法第24条の3第1項の厚生労働省令で定める要件は、同項第1号に規定する事務（以下「質問等事務」という。）については、次のとおりとする。

- 一 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 二 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 質問等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前3号に定めるもののほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（管理者）

第34条の18 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。